

平成 29 年度 第 6 回 尼崎市社会教育委員会議について

標題の会議が、次のとおり行われましたので報告します。

1 日時

平成 29 年 11 月 28 日（火） 午後 5 時 03 分から 6 時 52 分まで

2 場所

尼崎市教育・障害福祉センター 3 階 教育委員会室

3 出欠状況（順不同）

- (1) 出席委員 8 名（内 1 名遅延）
- (2) 欠席委員 4 名
- (3) 出席職員 社会教育部長以下 13 名

定数 12 名中 8 名が出席し、委員の過半数が出席しているため会議が成立している旨を事務局より報告された。

4 協議事項

自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）について

- ・ 前回会議での質問の回答
- ・ 公民館運営審議会委員の意見について報告
- ・ 取組方針にかかる意見メモの読み上げ
- ・ 取組方針にかかる協議

5 協議内容

- ・ 前回の会議での質問の回答

問) 学社連携の具体的な方策（学校教育や社会教育等との連携）について

—ひと咲き施策推進部 説明—

— 委員よりひと咲き施策推進部へ質疑 —

委員：社会教育施設の位置づけを外して新施設とするのであれば、公民館は廃止するということをはっきりと打ち出してはどうか。法律などの位置づけが違う生涯学習センターのようなものになるとし、公民館を無くすことが本当に良いのかどうかを議論する必要がある。社会教育法 22 条の規定を条例に盛り込んで担保するとの説明であるが、私は、23 条の規定の方が大事だと思っている。利用に制限があるからこそ、公民館では社会教育が確保されている。市の方針として方向性、公民館と一緒に取り組んでいくことは良い事であるが、組織を一体化するのは建物も別であるし難しい。学社連携の話もあるが、学校と地域との間の調整役として、文科省から社会教育の関係、公民館の關係の通知などのとりまとめを市長部局の新しい組織でできるのかと思う。社会教育法では、各都道府県、各市町村の任務について、教育委員会がやりますということしか書かれていない。地方自治体には「生

涯学習について」という別の法律がある。

ひと咲き施策推進部

：公民館ではない形になるが、社会教育法においても基礎自治体の任務として社会教育の推進等に関して、地方公共団体を主語に書いてある。具体的な事務の話になった時に「教育委員会は」という主語になるが、基礎自治体、地方公共団体としても社会教育に取り組むことに変わりはないと考えている。

より良い地域をつくっていくため向いている方向は同じだと思っておりそこは別の手段で担保していけるようご意見を頂き進めていきたいと考えている。

委員：資料にある条例の構成案は分かりやすくはなっているが、新施設、新組織が自治のまちづくりを支える拠点であることについて改めて危惧している。

公民館は教育基本法、社会教育法に基づくものであり、まちづくりや国づくりは似ているように見えても異なる。それは、公民館は、憲法の理念、基本的人権の尊重や平和主義というものを実現するための教育の場という位置づけである。この条例に基づくまちづくりは教育ではない。「人づくり」と説明されたが、それは教育とは違う。現実に行われている事業のことでなく、社会教育法 22 条に規定する事業が何を目的して行うべきものなのかが重要である。だから、この設置管理条例案に書かれている「自治のまちづくりを支える拠点」というだけでは、今までの公民館が担ってきた重みがなくなってしまう。学校以外の場所で全ての人が学ぶ場・活動する場であるけれども、その学ぶ先には理想とする平和な国があるという理念を明記していただけないかと思う。

ひと咲き施策推進部

：少し補足すると、自治のまちづくりということで条例を引用しているが、シチズンシップや市民としての行動を高めていくこと、対話を繰り返していくことを重視している。対話はお互いの立場や考えの違いを知り、考えが違ってても何故そう考えたかという背景を知り、そういう違いを認めあうことでひいては平和学習にも繋がってくると考えており、今回頂いた意見を受け止め進めていく。

委員：社会教育の実施を担保するための（仮称）社会教育推進会議について聞きたい。この「設置する」ということは、何かの条例に規定するなどの予定はあるか。

ひと咲き施策推進部

：地方自治法に基づく付属機関とする予定である。付属機関の設置については条例で定めなければならないことになっている。

委員：その法令というのは一般的な条例であって、設置管理条例案に規定するというのは難しい事なのではないでしょうか。目的が明確になるので分かりやすいと思うがどうか。

ひと咲き施策推進部

：技術的な所だが、設置及び管理に関する条例ということなので、一般的には付属機関の条例、例えば社会教育推進会議に関する条例という独立した形になる。

委員：新しい社会教育条例（仮称）のような条例は、そういう諮問機関を設けるとか、他に何か

条文に明記する予定のものがあれば今の段階で教えてほしい。

ひと咲き施策推進部

：付属機関の設置条例では付属機関設置の理由を明示し、何を審議するのかを盛り込むことになると思う。

・公民館運営審議会委員の意見について報告

— 中央公民館長 説明 —

・取組方針にかかる意見メモの読み上げ

— 社会教育課長 説明 —

議長：協議を進めるにあたって再確認だが、この協議は教育委員会から市の方針に対し、社会教育のあり方についての諮問を受け、意見書の作成を進めているため、市の方針に対して反対・賛成という観点からではなく、方針に期待すること、社会教育として継続していかねばならないこと、心配されることについての方策を意見書にまとめていきたい。方針について概ね理解できるという前置きを頂いているため、意見メモなどを踏まえ、これまでの会議で出ていない項目や意見の少ない項目に重点を置いて、社会教育に関するご意見・方策をお願いしたい。意見メモをご覧いただき、漏れているところがないかを確認頂き、意見の少ない所を中心に補強したい。

(社会教育に関すること)

委員：公民館では、夏休みオープンスクールや市民講座など様々な講座・事業があり、その講師が良い話をしているので他の課に紹介するなど、コーディネートをされている。そういったところで公民館での学びや実績を感じている。一方、尼崎市議会が発行している「議会だより」には自治づくり・人づくりがしっかり謳われているが、その実感はつかめていない。公民館を使うとなると定期的な活動をしている公民館グループに影響があるのではないかな。

委員：公民館が頑張っている取組が、新しい施設ができることで全く形を成していかない可能性があり、そのぐらいに地域に密着して活動をしているというご意見かと思う。

委員：公民館で現在実施している講座等には、この条例が出来た後どうやって関わるのか、具体的な提案として、公民館として今までの講座を新しい条例の中で実施する予定、関わらなくなる、講座の部分だけ担当する、という話が出ているのか。

事務局：既に配付し説明させていただいた事業体系の内容については、新しい施設に移ったとしても継続して実施していくとの説明を受けており、それを担保するための策として、条例で事業の実施についての記載が出てくるという理解をしている。しかし、社会教育施設の枠組みから外れるため、内容的には引き続き実施していく。

委員：社会教育課と公民館が協力している事業として、オピニオンリーダー研修会を各地区の公

民館で 30 年程取り組んできているが、社会教育から外れた場合に、現在の事業は各公民館ではできなくなるのか、また、事業担当の職員の協力も得られなくなるのか。

事務局：事業体系の中に記載されている人権平和教育推進事業に、オピニオンリーダー地区別研修と記載があるため、市長部局からは引き続き取り組んでいくと聞いている。

委員：今までどおり事業はできるということか。

事務局：ひとつひとつの事業で実施の確認はしていないが、今まで取り組んでいる事業については引き続き実施すると聞いている。

委員：市長部局が新しい組織で管理・運営するということは、教育委員会は関われなくなるのではないのか。

事務局：協力体制を取っていくという形になる。現在も教育委員会の職員の一部は、ひと咲き局の職員を併任している。この併任辞令は、教育委員会職員と市長部局職員の両方の辞令を受けるものなので、新しい体制でも教育委員会が関われる手立てがある。

委員：そう考えると、現在のそれぞれの強みを活かすままでいいのではないか。公民館が機能していないとか、講座が少ないといった指摘はあるが、結局は予算がないので講座ができない。予算をもう少し手厚くしたら公民館はもっといろいろな事が出来る。

（組織・施設に関すること）

委員：市長部局は社会教育法 22 条の事業の内容について説明していたが、23 条に関わることはどうなるのか、規制を外して自由に使える形で進んでいるのか。

事務局：市長部局案では社会教育施設ではなくなるということなので、社会教育法の枠組みからは外れるため、公共施設としての最低限の制約はかかることになるが、23 条は適用されなくなる。

委員：市長部局は今回、公民館ではなくなると明言したが、それを市民に言う機会や場所はあるのか。今までの説明では「公民館機能は残します」、「各地区で、6 か所の公民館に、もう一つずつ施設ができます」というような説明をしていたが、公民館と違うということを明言し、「このようなシステムに変えます」「変えて便利になってもっと学びと地域ができます」という説明をすればいいと思うがそこには触れていない。

委員：これまで何度も申し上げているが、新たな施設では、教育基本法・社会教育法の理念が消えてしまうことになる。「まちづくり」というのは、いいようにも見えるが、それは簡単に言えば多数派に流されるものでもある。よって立つ土台があると、たとえ少数意見であっても尊重される。まちづくりは多数意見で動いてしまうという危険がある。今、説明されている方々は、きちんと対応しますと言っているが、今後、人も組織も変わり、制度（設置管理条例）だけが残っていくため、条例に書かれていないからと言われるとどうしようもなくなる。そうならないよう、事業ではなく、教育基本法や社会教育法の理念を、設置管理条例に明記していただくように工夫してほしい。市長部局が悪いものをつくるとは全

く思っていないが、一度失くすと、もう一度社会教育法に基づいた公民館を作ることは難しいため、それで良いのかということと、どうしても公民館を廃止するのであれば法の精神や理念の部分を無くさないでほしい。

委員：例えば大阪市のリバティ大阪が今と昔を比べるとだいぶ展示の様子が変わった。市長が変わるとあれだけ変わるのかということを目の当たりにした。市長部局に移管することでそのことを危惧している。

（運営に関すること）

委員：指定管理者制度の導入を考えるにあたり、実際は、そのまちの人のニーズを捉えたり、現状を把握したり、協力をお願いするというのは日々の付き合いの中での人間関係から生まれるため、日々の貸し館業務やそういったものをやらずに、頭脳部分だけを直の職員が関わるといことは難しい。土日の現金の受け取り等の業務の委託をするために指定管理制度を取り入れる様になるのは、これから現金の扱いというのは減っていくこともあり、そのためだけに指定管理者制度を導入するというのはいかがなものかと思うので、現在市の直営にしてある部分を業務委託にするのはどうか。

委員：北図書館の指定管理者の選定の時も地元採用というのを条件に上げており、地域に密着してというのであれば、そういう方法も考えられる。

（配置される職員に関すること）

委員：市長部局の組織になることで、ここで頑張ったらキャリアアップがあるということが期待できる。ここで市民とともに事業を行って、その実感を伴った職員がより市の中核で活躍するという道ができるのなら、期待できると思う。課長職が配置されるというのは、社会教育の取組に重きを置いているという意味なので良い。

（事業の継続性に関すること）

委員：「どういう理念でこのような事業を行っていくのかという理念の部分が条例には抜けている」ということもあるが、人が変わると変わってしまう可能性もあり、公民館であったから続けられた事があると思う。

委員：設置管理条例の案では、「各種講座の開設」としか書かれていないが、「新たな施設では、こういう事業を行う。」という中身、例えば平和に関する事業を行うと書き込めばよいと思う。新しくできる社会教育推進会議が、事業実施の進捗状況を見ることで、各事業に対しての成果を厳しく評価されることになると思うので、そうなれば良いことである。確実にやるべき事業の中に、特に集客が今まで難しかったけれども、しなければならぬ理念に即した事業というものを明記し、さらに工夫をし多くの方が来るようにしていただければと思う。

（学校教育との連携に関すること）

委員：「学校と地域の間立って調整役をするコーディネーターの事も、教員 OB など学校の状況

を理解し、学校とのつながりのある職員を積極的に任用し取組を一層進める」と、市長部局からの説明では言うが、前は若い職員を配置すると言っていたと思う。教員のOBの配置では現状と同じである。市長部局として学社連携をどうイメージし、地域学校協働本部のイメージを持っているのか分からない。地域学校協働本部は学校としても今始まったばかりであり、試験的に始めているところもあり、連携しようとする内容について具体的なイメージを持っていないと連携することは難しい。

委員：地域学校協働本部の取組が広がっている事に合わせてとあるが、本当に広がっているのか。

事務局：昨年度から始まったところであるが、モデル的に2校から始め、その2校が先進的に取組みを進め、昨年中に7校になり、この4月から11校で実施し、この10月には14校となっている。研修会なども実施し、来年度の4月には20校、約半数の小中学校で実施する。目標としては平成32年度中に全小中学校で実施できるよう進めている。この施策は市でも主要事業として取り上げている。コーディネーターが学校での見守り活動や図書ボランティア、学校行事に取り組んでくださるグループなど、いろいろな方と学校をつないでいる。学校が地域の中で学習をしたい時に、例えば「田植えをさせたい」といった事にも協力できるような地域の方もおられ、散らばっていたそういった方々を一つ一つコーディネーターが繋いでいくことにより、「今こんな事で困っている」や「地域の学力を上げるために何かみんなで出来ないかな」という事を発した時に、「こういうことなら協力できる」と出来ることを集めて地域で取り組んでいこうとしている。漢字検定や、夏休みに地域の事をよく知っている方とセミの羽化の自然観察、学校の図書室を土曜日に開放して学習支援をし、そこから子ども食堂に繋がるなど、地域の方で、地域学校協働本部は広がっているのが現状である。活動内容等については、社会教育課のブログにアップしており、たくさん実施されているような状況である。

委員：今まで学校が考えて学校行事や学習補助など、公民館に投げかけて「こんな事業をやっていませんか。」「公民館と一緒にやりませんか」と言ったり、地域振興センターに行って「こんな事が出来る人を知りませんか」などをしてきたことを、コーディネーターが付いてまとめてできる。

事務局：地域振興センターや公民館に協力の投げかけをもらった時に、出来る事の中に公民館機能があればつながって広がっていけばよいと考えており、ゆるやかなネットワークでの体制である。

（家庭教育支援に関すること）

委員：子どもの育ち支援センターと情報共有ができることがあるとよいが、誰がつながりの分からない。今まで家庭教育支援として公民館で行っているのは、小学生を対象にしていたのが更に在宅・子育てに係るような子育て支援事業も行うというものである。今後はそれを支えるシニア世代を育てるとか、そういう路線が考えられる。子どもの育ち支援センター等と繋がると、例えば発達障害であったり、ケアが必要な家庭であったりすることについての情報共有がきるが、これは専門性が高い業務であり、かなり難しい。

委員：学校としてもこのような情報共有が出来たらよいと考える。しかし、情報の共有は個人情報の観点で難しく、繋がっていない。それを子どもの育ち支援センターがどう繋いでいこうとしているのかわからない。現在、小学校から中学校に上がってくる段階でも子どもの状況を聞き取りに行っているが、資料として渡すことは個人情報の保護の観点からできない。特別支援・発達障害系の子どもが居ても、聞き取りのみで、文章を残すとなると親の承諾など制約がかかり難しい。また、対象が0～18歳までだが、高校へ進学し、途中で辞めて引きこもりになる子どもの対応の場合、高校へ進学したまでは中学校で分かるが、その子が辞めて引きこもりになっている情報はどこと繋がるのか。これも学社連携の内容に含まれるところもあり、家庭教育支援ができて、繋がることのできれば学校としても助かることはある。

委員：情報共有などができれば市長部局と統一した意味がある。尼崎市は18歳までだが、他市では39歳まで福祉も兼ねて、妊娠期から引きこもり対象というものがあり、生涯に渡っての人の学びであったり、社会との繋がりを意識しなくてはならない。この子どもの育ち支援センターは市内に1か所で、非常に問題を抱えた時にしか行けなくなるため、各地区にあるこの施設が、前段階の入り口であったり、相談場所になることが望ましく、専門性が必要なため潤沢な人も用意してもらいたい。

委員：不登校の対応も今までは1か所しか子ども達が行けるところがなかったため、子どもの育ち支援センターができて、各地区の不登校の子ども達が6地区の新たな施設に通って再登校を目指すことができればいいが、子どもの育ち支援センターに機能を集め過ぎていて6か所に分けるときに新しい組織がうまく機能するのかが心配である。

委員：公民館が市長部局に行くことに意味があるといい。手厚く展開できればこういう施設ができることの意味がある。

（貸し館機能に関すること）

委員：利用したい時間帯が重なっており、利用していない時間帯に利用ニーズが無いから利用率が低い。

委員：公民館運営審議会の方でも公民館の子どもの利用が少ないという話はあるが、子どもも土曜・日曜などの休みの日でも習い事もあり、なかなか公民館に行く時間がない。夏休みや中高生の試験前には勉強するためにロビーにたくさん来ている。貸室では、空いている時間はあるが、使いたい時間帯も重なるので利用率を上げるのは難しい。公民館では、講座を行って来てもらうという発想での取組になるが、昼間に来れる人は限られる。

委員：公民館は市外の団体も使えたか。そういう意味では今度新しく公民館でなくなっても特に変わるわけではないのか。

事務局：これから料金体系等や制度も変わる可能性はあるが、現時点でも、市外の方も使えるが料金は1.5倍である。

（その他）

委員：実際に新しい組織に、どういう人材がまたどれだけの人材が、それぞれの地域に配置されるかは実施してからしか評価できない。「利用者に不利益を生じさせないための方策」についても教育委員会からの諮問として出ているため、公民館利用者の観点からご意見をいただきたい。

委員：社会教育施設ではなくなるので、宗教や政治など様々な利用をされるようになることから、便利な場所にある施設は利用が増えると思う。そうすると、これまで市民の学習の場所となっていたのが部屋が取りにくくなる。特に武庫地区会館は新しくなり、市外の方の利用が増えており、ホールは予約がいっぱいである。例えば、利用目的にかなっているような所は市民が優先的に使えるようにしておく必要がある。定期的に利用されるようなグループ活動が行われにくくなる。

委員：複合施設や公民館が使えなくなった場合に、市の持っている部屋等が利用できるようになるか。代わりに使えるスペースはあるか。市の建物やロビーなど、そういう場所を紹介してもらえると良い。

事務局：中央地区に新しくできる複合施設であればロビーで集えるようオープンスペースを設けている。また、新しい地区会館では、自由に使える学習スペースの設置などもあると思う。市長部局の説明の中で、公民館が二つできるイメージとあったが、公民館だけではなく地区会館も使えるという意味である。また、尼崎市民や市民グループ・活動グループを優先的にというと、中央公民館の場合は、整備によって施設が更新される場合の使用料設定を除いては、使用料金等（料金だけでなく利用方法など）についても現在の利用者に配慮しながら考え、新たな施設の存在価値を高めていくため、なるべく現状の活動を阻害しないよう考えていきたいと説明されている。

委員：ボランティアセンターに所属していると、ボランティアセンターの部屋を借りることができる。北図書館も朗読会の前の読み合わせの際に部屋を借りることができる。活動場所があると自分達が活動を、学びを高めるようにできると思う。

委員：金額だけでなく、申込方法等も尼崎市民は三カ月前など、市民優先で、部屋が取れるような形や、社会教育関係団体など、登録している、していないで優先順位を判断するなどの方法が良いのではないか。

委員：個人的には、公民館は、行きづらい、入りにくい、使いにくいと思っている。私は、他市の施設が近くにあり、そちらの方が利用しやすい。尼崎市の公民館は登録団体や活動されているグループの方が使えるため、そうした活動されていない方々、住民の方がどのよう

にしたら公民館を使えるようになるのかという事が今までは考えられていなかったのではないかと思う。登録グループでないと使えないのは閉鎖的な感じがする。一方、公民館では、武庫之荘総合高校に介護福祉科が出来るということで、常陽中学校で介護に関するキャリア教育の講座を実施しており、そういった取組は続けていってほしい。

子どもの育ち支援センターは、介護福祉などの介護関係や子どもの育ちの専門スペシャリスト等人材が必要である。学校教育のレベルが上がり、先生も児童・生徒も頑張っているが、様々な事件が起こっている。そういう事件を見ていると家庭教育、社会教育が重要となる。市長部局がコミュニティを社会教育の部門で公民館で担ってほしいという思いがあると考えており、コミュニティの在り方を変えていかなければならない。公民館も社会教育法に基づいた公民館であるべきだとも思うが、コミュニティ形成に役立つような社会教育であってほしい。社会教育は範囲が広く、そのわりには職員数は少ないので取組むには難しいが、利用しやすく、法律にのっとった施設としてほしい。

委員：懇談や授業参観などに来られない親御さんを家庭教育としてどう関わるかが難しく、市内でも虐待の事例も増えてきている。そういう親御さんたちは、地域や学校で研修会などがあっても参加されないのが、どう訴えていくかが難しい。昔のように、地域の情報があって地域で見守り、高齢者の方が一人で住んでおられるお宅や子育てしながら近所の事を気にするというような地域社会になればいいと思うが難しい。

委員：事件が起こったり、通告になるような家庭の事は地域で対応はできない。ソーシャルワークの専門性がなければ太刀打ちできないぐらい問題が複雑である。社会教育は、困難事例については専門性のある部門に任せて、社会が健全であるように、広い範囲を対象に行う教育である。たまには学校には顔をだす、PTAの役が当たったから行きますというくらい、できる範囲で社会を支えている方々に意識を高めて頂くというところであり、困難事例については行政の力が必要ですが、そこに繋ぐ役割は、地域で気がついた人がやっていたかなければならないが、実際は難しいことである。

6 その他

その他意見があれば、12月6日までにお知らせ下さい。

次回の開催日程は12月26日です。4回の会議録の確認は今日で確定とします。

随時会議内用等の内容の確認をよろしくお願いいたします。

歴博文化財担当課長：博物館登録についての説明

中央図書館長：図書館のお知らせ

社会教育課長：地域学校協働活動の文部科学大臣表彰についての説明